平成２３年（フ）第１４１８号
神戸市北区緑町７丁目１番27―511号
債務者　越智　大五
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８号
兵庫県三田市あかしあ台５丁目30番地２　７棟101号
債務者　島　　貴子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５号
神戸市東灘区本庄町１丁目１番24号
債務者　北条　時子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００号
神戸市長田区二葉町10丁目２番５号　松鶴ビル302号
債務者　平野　將浩
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２号
神戸市灘区六甲台町10番３―705号、従前の住所神戸市灘区楠丘町３丁目11番15号
債務者　北山加奈子（旧姓磯）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００６号
兵庫県西宮市甲陽園西山町２番３―206号
債務者　本岡　範雄
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２０号
兵庫県西宮市樋之池町７番３―408号、前住所兵庫県西宮市久出ヶ谷町２番７号
債務者　濱田　滿則
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目11番地の１　リバーサイド武庫川201号
債務者　上田　浩二
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７号
兵庫県尼崎市額田町18番９号
債務者　石川　和夫
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市田能３丁目８番８号　メゾン園和北Ｃ棟101号
債務者　三田村竜平
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１８号
鳥取県境港市竹内町384番地１
債務者　門脇美保子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４７８号
広島市東区中山新町３丁目８番29―103号
債務者　山﨑　　靖
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
広島県東広島市西条町田口69番地１　ＴＴ．ＴＯＷＮ－Ｂ棟102号
債務者　吉岡陵太郎
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
広島市東区戸坂南２丁目１番３―201号
債務者　寛田　隆幸
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
広島市東区戸坂南２丁目１番３―201号
債務者　寛田　順子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５号
広島市佐伯区屋代３丁目３番９号
債務者　岡本　忠義
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
広島市安佐南区八木９丁目２番30―８号
債務者　ジョージ　エストレラこと　ＥＳＴＲＥＬＬＡ　ＪＥＯＲＧＥ　ＲＡＭＩＲＥＺ
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部